

⑤鹿児島県における流行初期医療確保措置の基準(病床の確保)

1 鹿児島県における流行初期医療確保措置の基準

基準については、以下のとおり。(①～③をすべて満たす必要あり)。

- ① 措置の実施に係る知事の要請があった日から起算して7日以内実施するものであること。
- ② 措置を講ずるために確保する病床が一定数(下表)以上であること。
- ③ 病床の確保に当たり影響が生じ得る一般患者への対応について、後方支援を行う医療機関との連携も含め、あらかじめ確認を行う。

| 病院・有床診療所 | 病床数 |
|-------------|-----|
| 300床以上の医療機関 | 20床 |
| 300床未満の医療機関 | 10床 |

※ 感染症医療機関については感染症病床を除く。

2 協定締結目標病床数

237床(感染症病床45床, 一般病床192床)・・・国の目標値:全国で1.9万床

(19,000床 × 1.25%※ = 237床)

※令和2年度国勢調査による人口割り

鹿児島県/全国 1,588,256人/126,146,099人 = 1.25%

⑤鹿児島県における流行初期医療確保措置の基準(発熱外来)

1 鹿児島県における流行初期医療確保措置の基準

基準については、以下のとおり(①～③をすべて満たす必要あり)。

- ① 措置の実施に係る知事の要請があった日から起算して7日以内に実施するものであること。
- ② 1日あたり次の発熱患者等を診療できる体制であること。
20人以上
- ③ 感染対策を講じた上で診察を行い、検体採取できる体制を構築していること。
※ 自院で核酸検出検査まで可能な場合は検査を実施すること(保有する機器に応じた検査試薬が市販・供給されていることが前提)

2 協定締結目標の発熱外来患者数

400人・・・国は令和2年冬の新型コロナ外来患者の規模(全国約3万人)に対応すべきと予防計画作成の手引きに記載

【鹿児島県に換算】3万人×1.25%※≒400人

※令和2年度国勢調査による人口割り

鹿児島県/全国 1,588,256人/126,146,099人=1.25%